

〔事案 28-48〕 契約無効等請求

・平成 28 年 11 月 24 日 裁定終了

＜事案の概要＞

死亡保険金受取人と被保険者を後で取り換えることができると説明されて契約したが、実際には取り換えることができなかったとして、既払込保険料と解約返戻金との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 23 年 4 月・同年 9 月に契約した無配当終身保険について、契約時に募集人から、死亡保険金受取人と被保険者を後で取り換えることができると説明され、誤認して契約したもので、錯誤（民法 95 条）により無効であるため、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が申立人に対して、「被保険者を変更できる」などと説明した事実はなく、適切な募集手続きを行ったものである。
- (2) 募集人は、子どもの貯蓄準備としてのニーズを満たす保険であるとの説明を行い、申立人は、それにもとづいて本件各契約に加入したもので、いずれについても申込書に申立人が自署・捺印をしている。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約申込み当時の状況を把握するため、申立人および募集人が所属していた営業所の所長に対する事情聴取を行った。なお、募集人については、退社しており、連絡が取れなかったため事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に対して被保険者を取り換えると説明したとは認められず、錯誤に陥ったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。